

戦争法噴出する矛盾



安倍晋三首相は安保法制＝戦争法に続き、明文改憲への動きを強め、「いかにわが党の案（自民党改憲案）をベースにしながら、（衆参両院に改憲発議の）3分の2を構築していくか。これは政治の技術」などと発言しました。9条改定、「緊急事態条項」創設、基本的人権の制約など、憲法原則を破壊する同党改憲案の論点をシリーズで検証します。1回目は、戦争法の強行と明文改憲の動きの背景について、憲法研究者の小沢隆一さんに聞きました。（聞き手・佐藤高志）

シリーズ

識者に聞く

憲法研究者 小沢 隆一さん

参院選挙をへて、改憲勢力が衆参両院で3分の2を超える議席を確保しました。改憲勢力は、秋の臨時国会から憲法審査会を開いて、改憲議論を進める意向を示しており、明文改憲の動きが強まることが予想されます。

とりわけ、昨年成立させられた戦争法＝安保法制は、憲法9条の解釈を強引にねじ曲げて制定されたために、内部に多くの矛盾を抱えています。戦争法を噴出すれば、その矛盾が実際に発動すれば、その矛盾が噴出していくため、明文改憲によって矛盾を解決しようという圧力が強まるところへの注意が必要です。

南スーザンで 高まるリスク

おざわ・りゅういち 東京慈恵会医科大学を卒業後、慈恵会医科大学に『憲法』（学習出版社）、『はじめて学ぶ日本国憲法』（大月書店）など。

法を根拠にして、南スーザンPKO（国連平和維持活動）に参加する自衛隊部隊に「駆けつけ警護」「宿营地の共同防衛」といった新たな任務を追加し、任務遂行のための武器使用権限の拡大を認めようとしています。

自衛隊が他国軍隊と同じように戦闘に巻き込まれ、現実に人を「殺し殺される」リスクは高まるでしょう。

そこで仮に、自衛隊員が民間人を殺傷してしまったら、国際人道法違反に問われるケースも出てくると思われます。その時、自衛隊内部から「軍事についてわからない普通の裁判所の裁判官に裁かれるのは嫌だ」、「軍の活動を理解している人間に裁いてもらって、正当な武器使用だったと判断できるような裁判所組織であってほしい」という声が上がっていくことも考えられます。

（2面につづく）

8/17
午後

自民党志願隊の語彙

シリーズ 識者に聞く

より実戦的に
米から圧力も

(1面のつづき) した。
深刻なのは、このことには
「自衛隊による米軍などへの
「後方支援」という協力の
限定ではなく、從来禁じられ
ていた弾薬などの提供まで
可能になります。

重要影響事態や国際平和
協力という形で、自衛隊が
「後方支援」を行う場合、
事実上、活動地域に地理的
限はなく、從来禁じられ
ていた弾薬などの提供まで
可能になります。

拘束後の扱い

自衛隊の支援活動はまざ

に外國の武力行使と一体化
したものとなるのですが、
政府は「自衛隊の支援活動
は武力行使を目的としてい
ない」などとして、武力行
使を禁じた憲法9条1項に
違反しないと強弁してきま
う。

自衛隊の支援活動はまざ

に外國の武力行使と一体化
したものとなるのですが、
政府は「自衛隊の支援活動
は武力行使を目的としてい
ない」などとして、武力行
使を禁じた憲法9条1項に
違反しないと強弁してきま
う。

捕虜ではない

自衛隊の支援活動はまざ
に外國の武力行使と一体化
したものとなるのですが、
政府は「自衛隊の支援活動
は武力行使を目的としてい
ない」などとして、武力行
使を禁じた憲法9条1項に
違反しないと強弁してきま
う。

憲法研究者 小沢 隆一さん

今年の2月には、衆院予

一方、戦争法によって、
自衛隊による米軍などへの
「後方支援」という協力の
パタンはほぼ全面的に解
禁されました。

より実戦的な「後方支援」
は、自衛隊が捕虜としての扱い
を受けない事が生まれて
しまうことです。自衛隊員
は、「戦闘員」ではないのだ
から、捕虜扱いされず、ま
た、文民としての保護も受
けられることになります。

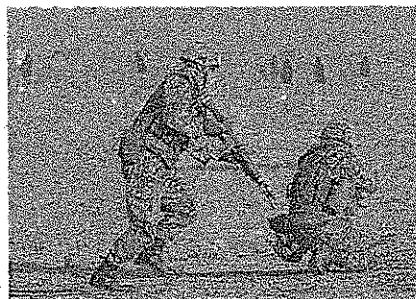
自衛隊の中からは「そん
な中途半端な身分ではなく、
『正式な軍隊』として『正式な軍隊』
け合いのような形で憲法9
条2項削除と「国防軍」創
設を主張しましたが、戦争
法の確実な実行のために
明文改憲が必要だ、と本氣
での条改定に乗り出していく
可能性があります。

（2面のつづき）

自衛隊の支援活動はまざ
に外國の武力行使と一体化
したものとなるのですが、
政府は「自衛隊の支援活動
は武力行使を目的としてい
ない」などとして、武力行
使を禁じた憲法9条1項に
違反しないと強弁してきま
う。

自衛隊の支援活動はまざ
に外國の武力行使と一体化
したものとなるのですが、
政府は「自衛隊の支援活動
は武力行使を目的としてい
ない」などとして、武力行
使を禁じた憲法9条1項に
違反しないと強弁してきま
う。

9条改憲策動に警戒



米海兵隊との共同演習で射撃訓練を行った陸上自衛隊員=2014年、キャンプ・ペンドルトン（米カリフォルニア州、米海兵隊ウェブサイトから）



衆院安保法制特委で戦争法案について意見陳述する小沢隆一氏=2015年7月

いました。

「同盟による平和」とい

う考え方では失敗し、人類は

二度にわたる戦争の惨害を

受けたことになったのです。

国連憲章は、その反省

に立ち、軍事同盟によっ

て仲間をつくって身を守

るというやり方はやめ、

国際社会全体が平和の機構

になるという「集団安全保障

障」の考え方を編み出しました。

しかし、「同盟による平

和」という考え方では、平

和は守れない」として出発

を接してできた憲法9条も

また、集団安全保障のなか

で、非武装という立場を表

明してつくられています。

もちろん、このような理

念は、現実の国際社会の中

では完璧な形で実現してい

るわけではありません。し

かし、平和探求の努力を国

際社会は一步一歩の積み重

ねの中で続けています。こ

の成績を受け止めて、改憲

をはねのける運動を広げて

いく必要があると思いま

平和探求への

努力こそ必要

安倍首相は、昨年の戦争

法審議の中でも、日米同盟

事同盟をつくるので、軍事

の成績を受け止めて、改憲

をはねのける運動を広げて

いく必要があると思いま

ります。

ただ、軍事同盟をつく

て相手を威嚇して守る平和

とは、相手も怖がって軍

事の対立が生じます。

そして、第2次世界大戦ま

でもが引き起されたしま